

令和7年度

中津市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

中津市企画市民環境部

清掃管理課

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1. 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 条の 3 の規定に基づき、令和 7 年度中津市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

2. ごみ処理計画

(1) 循環型社会づくり

- ・環境配慮型商品の更なる普及・促進のため「燃やすごみ」、「燃えないごみ」用の指定ごみ袋にバイオマスプラスチックを使用する。
- ・特定事業用建築物の所有者等への個別訪問を行い、一般廃棄物の減量計画書により更なるごみ減量・再資源化の推進に向け啓発・指導を行う。
- ・資源回収団体やエコステーションの活用により、資源の有効利用や環境教育さらには地域コミュニティの活性化のため、地域と連携した古紙の回収拠点を促進する。
- ・電気式生ごみ処理機やコンポスト化容器の購入補助及びなかつキエーロの普及に向け、市民が利用しやすい環境づくりに取り組む。

(2) 持続可能なライフスタイルへの転換

- ・あらゆる場面で市民が自主的・自発的に 3R の取組みを実践できるように啓発を図るとともに、不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を進める。
- ・企画市民環境部環境政策課にて、公共施設や民間施設で行われているフードドライブの情報を集約し、市のホームページやチラシにより発信していくとともに、官民連携したフードドライブの実施など、市民が利用しやすい環境づくりに取り組む。
- ・大人数での会食が頻繁に行われる年末及び年始並びに歓送迎会時期には、食品ロスの削減のため、「30・10 運動」や「3 きり運動（使いきり、食べきり、水きり）」の啓発を行う。

(3) 適正処理の推進

- ・ごみの自己搬入については受付時に適正処理及び古紙や剪定枝木類の再資源化の指導を行うほか、搬入物検査の実施により、分別や不適物除去の指導を徹底し、クリーンプラザへの適正搬入とごみの減量を図る。
- ・海洋プラスチックごみ対策として、大分県中津土木事務所や NP0 法人等と連携した取組みを行う。
- ・不法投棄防止について、市民・事業者へ周知を図るとともに監視パトロールやカメラの設置による監視活動を行うほか地域住民団体の活動に対する支援や広報・啓発活動を強化するなど、地域・警察と連携を図りながら不法投棄をさせないまちづくりを推進する。

(4) 経済的手法の活用

- ・資源回収団体に対し、回収量に応じた報奨金を交付し、より一層の回収を図るとともに、未実施地域での実施を推進する。
- ・ごみの排出者としての責任を明確にするとともに、負担の公平性を確保し、一人ひとりがごみ減量・再資源化の行動を起こすきっかけをつくるために導入した生活系ごみの有料化制度を継続する。
- ・排出事業者責任の明確化、負担の公平性の確保、ごみ減量・再資源化への誘導を図るため、事業系ごみの処理施設使用料の重量制を継続する。

3. 施行区域

中津市全域

4. 施行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. ごみ処理体系（ごみ処理フロー）

生活系ごみの分別区分は、燃やすごみ、燃えないごみ、資源プラスチック、古紙・古布、びん・缶、ペットボトル、有害ごみとして分別収集を行う。また、使用済小型家電、食品トレイ、牛乳パックは拠点回収ボックスを設置し、定期的に回収を行う。分別収集されたごみは、中津市クリーンプラザにおいて焼却処理、破碎選別処理、資源選別処理及び埋立処分を行う。

ごみの分別区分

分別区分			内訳等
市で 処理 可能	収集ごみ	燃やすごみ	生ごみ、汚れが落ちにくいプラスチック類、リサイクルできない紙類、皮革・ゴム製品、紙おむつ、小枝、草類 等
		燃えないごみ	陶器、ガラス類、電球、刃物類、オーブントースター、炊飯器、ポット、金属類 等
		資源プラスチック	ボトル類、カップ類、パック類、キャップ・ラベル、袋・外装フィルム、発砲スチロール 等
		古紙・古布	新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、衣類、カーテン、毛布、シーツ、タオル、Tシャツ、着物 等
		びん・缶	化粧品びん、飲料びん、調味料びん、食用油びん、一升びん、酒びん、薬びん 等 飲料缶、缶詰缶、ミルク缶、菓子缶、茶缶、のり缶、天ぷら油缶、ペットフード缶 等
		ペットボトル	ペットボトル
		有害ごみ	ガス缶・スプレー缶、ライター類、乾電池、小型充電式電池、水銀入り体温計・血圧計、蛍光管 等
	拠点回収	使用済小型家電	携帯電話、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、HDDレコーダー、リモコン、電卓、懐中電灯、小型ゲーム機、ドライヤー、ACアダプタ、ケーブル、電子時計 等
		食品トレイ、牛乳パック	食品トレイ、牛乳パック
市で 処理 不可能	直接搬入ごみ 有料収集	粗大ごみ	大型家具類、机・ダイニングテーブル、ソファ、自転車、布団、じゅうたん、よしず、電子レンジ、扇風機 等
	販売店もしくは 民間処分業者	-	医療系廃棄物、バッテリー、タイヤ、ガスボンベ、塗料・シンナー・廃油・農薬・劇薬 等、危険な薬品類、バイク・電動自転車・電動カート、消火器、建築廃材 等
	法定リサイクル	家電4品目	エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
		パソコン	パソコン

(1) 収集・運搬体制

生活系ごみの収集・運搬方法を次に示す。収集・運搬方法は燃やすごみ、燃えないごみは指定ごみ袋で排出し、資源プラスチック、びん・缶、ペットボトル、有害ごみ、古布、雑がみは市販品の 45L 以内の透明袋に入れて排出する。

新聞・雑誌・段ボールは紐でくくり排出する。

市が収集する生活系ごみについては、粗大ごみを除き、牛乳パックについては 5l カ所、食品トレイについては 48 カ所、使用済小型家電については 2l カ所に回収ボックスを設けており、自発的に市民が持参した資源化物を拠点から回収し、適正に再資源化する。

古紙については 4 カ所、小楠コミュニティーセンター、豊田公民館、今津コミュニティーセンター、本耶馬溪公民館にエコステーションを設置し、再資源化を促進する。

羽毛布団については中津市クリーンプラザへ直接搬入する場合は、適正にリサイクルを実施できる再生事業者へ引渡し、再資源化を行う。

また事業系ごみについては事業所ごとに市長が許可した収集・運搬業許可業者と契約する。

種類	収集区域	排出方法	収集回数	収集方法	形態
燃やすごみ	市内全域	指定ごみ袋	2 回/週	ステーションもしくは戸別	委託
燃えないごみ			1 回/月		
資源プラスチック		透明袋	第 1・3・5 指定曜日/月		
古紙・古布		紐（古紙）・透明袋	2 回/月		
びん・缶		透明袋	2 回/月		
ペットボトル			2 回/月		
有害ごみ			1 回/2 月		
小型家電		－	持込	拠点回収	
粗大ごみ		事前申込	毎週水曜日 第 2・4 火曜日（本耶馬溪・耶馬溪・山国地域）	戸別	

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理手数料

本市では、令和4年9月から燃やすごみ及び燃えないごみについては、指定ごみ袋有料化制度を導入し、排出量に応じて処理手数料を徴収しており、費用負担の公平化やごみの減量化及び再資源化を推進している。また一方で、再資源化を推進するために資源プラスチック、ペットボトル、びん・缶等は市販品の45L以内の透明袋に入れて排出するようにしている。

粗大ごみなどは自らクリーンプラザへ直接搬入するか、市に戸別収集を依頼するか、もしくは一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者へ依頼するかの方法による。

区分	種類	荷姿	価格など	直接搬入施設 使用料	備考
生活系ごみ	燃やすごみ	指定ごみ袋（40L）	40 円/枚	66 円/10kg	1 組 10 枚入
		指定ごみ袋（30L）	30 円/枚		
		指定ごみ袋（20L）	20 円/枚		
		指定ごみ袋（10L）	10 円/枚		
	燃えないごみ	指定ごみ袋（40L）	40 円/枚		
		指定ごみ袋（20L）	20 円/枚		
		指定ごみ袋（10L）	10 円/枚		
	資源プラスチック	市販品の透明袋	-		45L 以内
	古紙	紐でくる（雑紙は透明袋）	-	無料	-
	古布	市販品の透明袋	-	66 円/10kg	45L 以内
	びん・缶	市販品の透明袋	-		
	ペットボトル	市販品の透明袋	-		
	有害ごみ	市販品の透明袋	-		
	小型家電	-	-		回収ボックス
	粗大ごみ	-	戸別収集の場合は 220 円～2,200 円		戸別収集もしくは直接搬入
	剪定枝木・草類	市販品の透明袋（直接搬入はそのまま）	-		多量の場合は直接搬入
事業系ごみ	燃やすごみ	-	-	150 円/10kg	許可業者もしくは直接搬入
	燃えないごみ	-	-		

(3) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物を除く。）は、排出事業者が発生・排出抑制や再資源化に努め、排出事業者が処理施設へ自ら搬入するか、市長が許可した収集運搬業許可業者に委託するものとする。

許可業者名	住所	電話番号	廃棄物の種類
平山産業（株）	中津市三光下秣 310 番地 1	43-5570、43-5530	可燃・不燃・資源・粗大
中津ゆうび（有）	中津市大字植野 906 番地 1	32-9455	可燃・不燃・資源・粗大
（有）恵上商店	中津市大字福島 1617 番地 1	32-8116	可燃・不燃・資源・粗大
（有）エス・イー・サービス	中津市大字上池永 682 番地 6	23-3090	可燃・不燃・資源・粗大
（株）松山商会	中津市 1572 番地（古博多町）	22-2878	可燃・不燃・資源・粗大・汚泥
（有）宇佐興産	宇佐市大字四日市 1021 番地 1	0978-32-0065	可燃・不燃・資源・粗大
（公社）シルバー人材センター	中津市大字蛸瀬 1366 番地 3	24-4567	可燃・不燃・資源・粗大
（株）プロメンテ九州	中津市豊田町 4 番地 7	53-9199	可燃・不燃・資源・粗大
（株）ハタベコンビニエントサービス	中津市大字定留 2116 番地 3	33-7091	可燃・不燃・資源・粗大
共栄九州（株）	宇佐市大字西大堀 840 番地 1	0978-38-4151	可燃・不燃・資源・粗大
築上金属（有）	中津市丸山町 30 番地 1	24-5402	可燃・不燃・資源・粗大
（有）豊洋	中津市大字上池永 137 番地 5	24-7341	可燃・不燃・資源・粗大・汚泥
（株）環境整備産業	中津市大字永添 2646 番地 11	64-8008	可燃・不燃・資源・粗大
久恒金属	中津市大字上宮永 41 番地 5	25-1967	可燃・不燃・資源・粗大
友松産業（有）	中津市大字定留 816 番地 1	32-3440	可燃・不燃・資源・粗大
（株）中津急行	中津市大字田尻崎 7 番地 1	32-5555	可燃・不燃・資源・粗大
（有）古梶組	中津市大字大悟法 796 番地 6	32-5801	可燃・不燃・資源・粗大
栄大プラントサービス（株）	中津市大字万田 18 番地 4	22-2805	可燃・不燃・資源・粗大
田島商店	築上郡吉富町大字広津 256 番地 3	23-0762	可燃・不燃・資源・粗大
（有）アドバンテージ物流サービス	中津市大字宮夫 182 番地	26-0789	可燃・不燃・資源・粗大
（株）エス・クリーンアップ	中津市三光諫山 1286 番地 2	27-7755	可燃・不燃・資源・粗大
（有）下毛浄化槽管理センター	中津市耶馬溪町大字中畑 306 番地	54-2576	家庭用ゴミスラップ 汚泥
（有）寿浄化槽センター	中津市大字永添 1150 番地 1	24-0755	土砂・側溝汚泥

(4) 特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）

家電リサイクル法で指定された特定家庭用機器は、小売業者への引渡し、または自らメーカー指定引取場所へ搬入、もしくは予め家電リサイクル券を購入後、市が委託した粗大ごみ収集運搬業者へ市を通じて依頼し、製造業者の適正な再商品化を促進する。

なお、市へ依頼した場合の収集運搬手数料は、1 台につき 2,200 円とする。

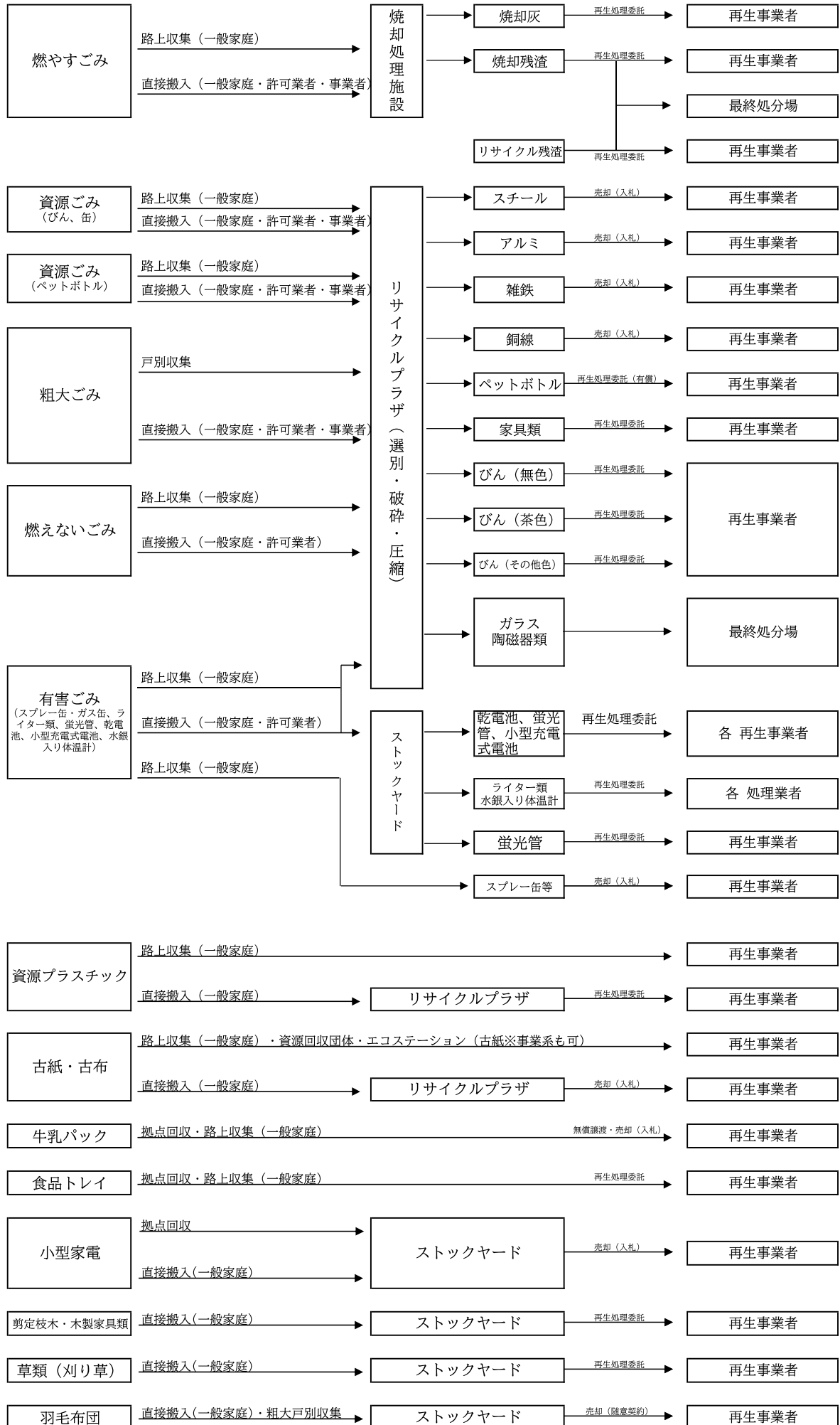
(5) 生活系ごみの集積所

市が収集する生活系一般廃棄物（ごみ）については粗大ごみを除き、あらかじめ届け出た場所を集積所として計画的な収集を行う。

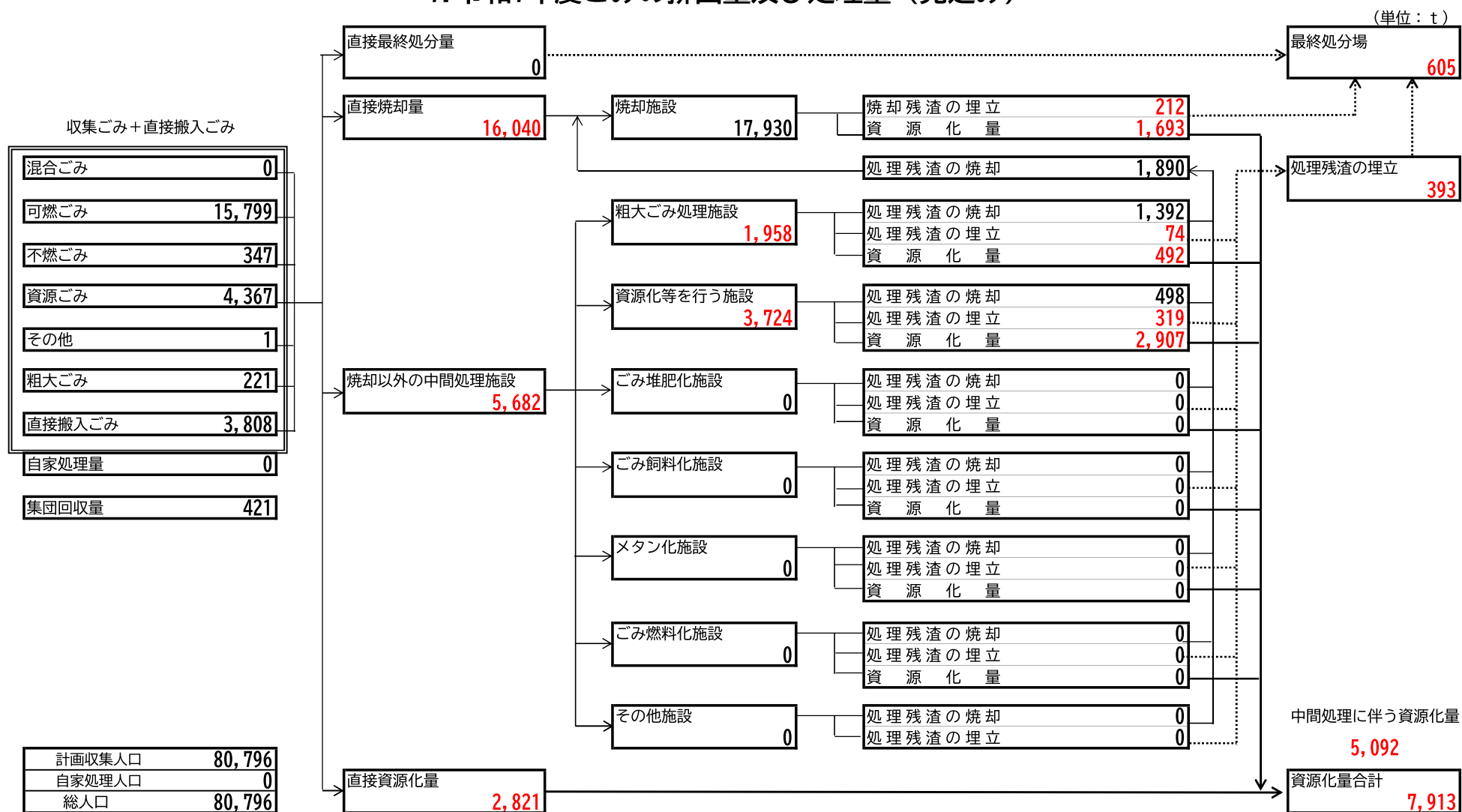
(6) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可については現状の体制で能力が充足しているため、原則として新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合はこの限りではない。

6. リサイクル処理フロー図 （令和7年度計画）



7. 令和7年度ごみの排出量及び処理量（見込み）



8. 一般廃棄物処理施設の概要

① ごみ処理施設

ア. 焼却処理施設

施設の概要	施設名	中津市クリーンプラザ
	所在地	中津市大字蛸瀬 1366 番地 3
	処理方法	流動床式焼却炉 2 炉
	公称能力	75 t / 24 h × 2 炉
処理主体	中津市（運転管理委託）	

イ. 廃棄物再生処理施設

施設の概要	施設名	焼却飛灰（ダスト）積込設備
	処理方法	焼却飛灰をセメントの原材料の一部として再利用
	公称能力	飛灰移送量：1.2 t / h 飛灰切出し量：26 t / h 飛灰貯留量：20 m ³
処理主体	中津市（運転管理委託）	
焼却飛灰再生処理量	1,257 t	

ウ. 破碎選別処理施設

施設の概要	施設名	中津市クリーンプラザ
	所在地	中津市大字蛸瀬 1366 番地 3
	処理方法	破碎・圧縮方法
	公称能力	破碎 20 t / 5 h 圧縮 20 t / 5 h
処理主体	中津市（運転管理委託）	

エ. 保管施設

施設の概要	施設名	ストックヤード
	所在地	中津市大字蛸瀬 1366 番地 3
	保管容量	90 m ³ （空きびん・小型家電）
	面積	2,816 m ² （剪定枝木類・雑鉄・スプリングマットレス）
処理主体	中津市（運転管理委託）	

オ. 最終処分施設

施設の概要	施設名	中津市一般廃棄物埋立処分場
	所在地	中津市大字蛸瀬 1366 番地 3
	埋立方式	管理型処理方法
処 理 主 体	中津市（運転管理委託）	

② 最終処分場埋立計画

施設の概要	施 設 名	中津市一般廃棄物埋立処分場
	所 在 地	中津市大字蛸瀬 1366 番地 3
	埋 立 方 式	管理型処理方法
	施 設 面 積	38,000 m ²
	埋 立 容 量	165,540 m ³
	R5 年度末残余容量	28,020 m ³
埋 立 の 計 画	不 燃 物	109 t
	焼 却 残 渣	40 t
	市営住宅の沈殿層地層汚泥	1 t
	河川排水溝から発生する汚泥	503 t
	覆 土	76 t
浸水液の処理	下水道放流	